平成28年度第2回 神戸市都市計画審議会会議録

平成29年2月14日

平成28年度 第2回 神戸市都市計画審議会

1 日時 平成29年2月14日 (火) 午前11時00分~午前11時26分

2 場所 三宮研修センター 705会議室

3 出席委員 (26人)

(1) 学識経験のある者

出 絵理子 小 谷 通 泰 中 林 志郎 西 野 百合子 村 順 二 西 藤 田一郎 三 田雅義 八 木 景 子 吉 岡 洋 子

(2) 市会議員

 北 山 順 一
 平 野 昌 司

 浜 崎 為 司
 たけしげ 栄二

 森 本 真 朝 倉 えつ子

 向 井 道 尋
 徳 山 敏 子

 川原田 弘 子
 平 木 博 美

 住本 かずのり
 前 島 浩 一

(3) 国及び兵庫県の行政機関の職員

池 田 豊 人 (代理 山田 和之)
 荒 木 一 聡 (代理 佐々木 貴弘)
 町 祐 紀 (代理 稲田 稔宏)

(4) 市民

酒 巻 恵 尾 花 弘 教

4 議題

第1号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について (深江駅南地区地区計画)

第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (長田区苅藻島町1丁目)

5 議事の内容 別紙のとおり

1. 開会

〇小谷会長

定刻となりましたので、ただいまより、平成28年度第2回神戸市都市計画審議会を開会いたします。

まず、事務局より定足数の確認をお願いいたします。

2. 定足数の確認

〇三島計画部長

神戸市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりますと、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会が成立することになっております。委員の総数は27名でございますので、定足数は14名となります。

本日は委員26名にご出席をいただいておりますので、会議は有効に成立いたしておりま す。以上でございます。

3. 会議録署名委員人の指名

〇小谷会長

ありがとうございます。

本日の会議録署名委員ですが、西野委員と吉岡委員にお願いしたいと思います。よろし くお願いいたします。

4. 議案審議

(第1号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について 深江駅南地区地区計画)

〇小谷会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

本日は、2件の案件を審議いたします。

第1号議案、地区計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

〇新見計画課長

議案(計画書)の3ページをお開きください。

第1号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について、深江駅南地区地区計画、神戸市決定でございます。

議案(計画図)は1ページをお開き下さい。あわせて前面スクリーンをご覧ください。

位置図でございます。深江駅南地区は、阪神電鉄深江駅の南東部に位置し、北は阪神電鉄、南は国道43号を含めた臨海部までの一帯の区域で、面積約56.3haの地区です。

引き続き前面スクリーンをご覧ください。航空写真です。

議案(計画書)の5ページをお開きください。

今回の変更の「理由」と「変更の概要」を記載しています。

当地区は、住宅・商業施設・工業施設等が共存する市街地で、深江地区まちづくり協議会が平成7年に締結したまちづくり協定の対象地域の一部であり、阪神間の交通至便な立地条件を生かした住宅地主体の土地利用を促進するため、「庶民的で住み良い街への改善」を基本理念に、まちづくりに取り組んでいる地区でございます。

平成22年に、地区計画を都市計画決定し、国道43号沿道の地区において、建築物等の具体的な用途の制限等を規定する地区整備計画を定め、その後、まちづくりの取り組みにあわせて、平成25年に、国道43号沿道以南の地区におきましても、地区整備計画を定めるため、都市計画変更を行っております。

このたび、まちづくり協議会からの提案を受けて、国道43号沿道以北の「住商工協調地区」を「住宅地区」と「住商協調地区」に再編するとともに、新たに地区整備計画を定めるため、地区計画を変更しようとするものです。

変更の概要はページの中程に記載のとおり、変更前の「住商工協調地区」の面積 約14.8haから、「住宅地区」約12.1haと、「住商協調地区」約2.7haに変更いたします。

議案(計画図)の2ページをお開き下さい。

あわせて前面スクリーンをご覧ください。

計画図でございます。

今回変更する国道43号沿道以北の赤枠で示す地区については、これまで地区整備計画が 定められておりませんでしたが、このたび、当地区の土地利用の現況を踏まえ、「住商工 協調地区」を、濃い黄色で示します「住宅地区D」と、紫色で示します「住商協調地区」 に再編し、新たに地区整備計画を定めます。

このたびの変更によりまして、区域全体で地区整備計画を定めることになります。

議案(計画書)の4ページをお開きください。

あわせて前面スクリーンをご覧ください。

地区整備計画の具体的な内容についてご説明いたします。

新たに地区整備計画を定める地区のうち、「建築物等の用途の制限」といたしまして、 濃い黄色で示します「住宅地区D」では、当地区の用途地域である第一種住居地域におけ る制限に加えまして、「ホテル・旅館」、「ボーリング場等の運動施設」及び「床面積の 合計が15㎡を超える畜舎」を制限いたします。

また、紫色で示す「住商協調地区」では、当地区の用途地域である近隣商業地域におけ

る制限に加えまして、「ホテル・旅館」、「ボーリング場等の運動施設」、「床面積の合計が 15 ㎡を超える畜舎」、「カラオケボックス等」、「劇場・映画館等」、「自動車修理工場」及び「準住居地域に建築してはならない工場等」を制限いたします。

なお、本案につきまして、平成28年12月6日から12月20日までの2週間、縦覧に供 しましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

〇小谷会長

ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いい たします。

いかがでしょう。

特にご意見がございませんようですので、お諮りいたします。

第1号議案 神戸国際港都建設計画地区計画の変更について、深江駅南地区地区計画、 神戸市決定です。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

〇小谷会長

ありがとうございます。

ご異議がございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

(第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について 長田区苅藻島町1丁目)

〇小谷会長

次に、第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局より説明をお願いいたします。

〇新見計画課長

議案(計画書)の6ページをお開きください。

第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置、長田区苅藻島町1丁目についてご説明 いたします。

本案件は、産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、特定行政庁である神戸市長が、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものでございます。

ページの下の参考に関係条文を記載しております。

建築基準法第51条では、都市計画区域内において、「卸売市場」、「火葬場」又は「と 畜場」、「汚物処理場」、「ごみ焼却場」その他政令で定める処理施設の用途に供する建 築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又 は増築してはならないとされております。

ただし、特定行政庁が、市の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、 支障がないと認めて、許可した場合は、新築や増築をすることができると定められており ます。

神戸市では、本市が設置する廃棄物処理施設については、都市計画決定を行い、民間事業者が設置する処理施設については、特定行政庁の許可とすることとしておりますので、今回、建築基準法第51条のただし書きの規定に基づき、本審議会に付議するものでございます。

それでは、第2号議案の産業廃棄物処理施設の設置手続きと計画内容につきまして、建 築安全課長からご説明いたします。

〇山田建築安全課長

住宅都市局建築指導部建築安全課長の山田でございます。

今回の案件は、廃棄物処理法に基づき環境大臣が、高度な技術を用いた産業廃棄物の無害化処理を行う施設を認定する無害化処理認定手続きを経た施設の敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書き許可を適用するものです。

前面スクリーンをご覧ください。

これまでの手続の流れですが、無害化処理の環境大臣認定申請が平成28年6月24日に受付され、平成28年11月1日に認定されております。

その認定後、平成29年1月18日に建築基準法第51条の許可申請を受け付け、1月24日 に都市計画審議会に付議しているところでございます。

認定手続等については、後ほど環境局から説明いたします。

まず、議案の概要でございます。

議案(計画書)の6ページをご覧ください。

あわせて前面スクリーンをご覧ください。

名称は、「産業廃棄物処理施設」、位置は長田区苅藻島町1丁目、面積は、約0.6haでございます。

施設概要は、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、または、ポリ塩化 ビフェニル処理物といったポリ塩化ビフェニル廃棄物等の焼却施設でございます。

以後の説明では「ポリ塩化ビフェニル」を略称である「PCB」にかえてご説明申し上げます。

今回、施設自体の新設や増築を行うものではありませんが、PCB廃棄物等の処理能力が、前回許可の1.5倍を超える1日あたり18.24トンとなるため、再度、許可対象となるも

のでございます。

処理を行う廃棄物の種類としては、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物です。廃 PCB等とは、PCBを含む廃油、PCB汚染物とは、PCBを含む廃油が染み込み、も しくは付着した汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラス・陶磁器く ず、がれき類を言い、PCB処理物とは、廃PCB等やPCB汚染物を処分するために処 理したもので、環境省が定める基準を超えるPCBを含むものを言います。

事業者は、神戸環境クリエート株式会社でございます。

ページ中ほどの「理由」をご覧ください。

「理由」でございます。当施設は、平成19年及び平成24年に、建築基準法第51条の許可を受け、廃プラスチック類や低濃度 P C B 廃棄物等の産業廃棄物の焼却を行っている処理施設でございます。

このたび、環境大臣が、低濃度 P C B 廃棄物の無害化処理に係る認定を行ったことを受け、その処理能力を増加させるものです。

当敷地については、臨海部の工業専用地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、都市計画上支障がないと認められるものでございます。

次に、施設の概要でございます。

議案(計画図)は、3ページをお開きください。

あわせて前面スクリーンをご覧ください。

位置図でございます。

敷地はピンク色で表示しており、苅藻島町1丁目のほぼ中央、市の苅藻島クリーンセンターの北側にあります。

用途地域図でございます。

敷地及び敷地の周辺は、工業専用地域に指定されております。

土地利用現況図でございます。

赤枠で敷地を表示しております。

黄色で表示しておりますのは住宅、赤色は、事務所等の商業・業務施設、青色は工場、 紫色は倉庫・自動車車庫、灰色は供給処理施設でございます。

敷地周辺は、工場、業務施設、倉庫等の土地利用となっております。また、住宅までは、 最も近接した所で、敷地から約200メートル離れております。

続きまして、施設の詳細、環境省による無害化認定手続き、その中で実施されました生活環境影響調査結果の概要、利害関係者からの意見提出の状況などにつきまして、環境局からご説明いたします。

〇齊藤環境局事業系廃棄物対策部施設担当課長

環境局事業系廃棄物対策部施設担当課長の斎藤でございます。

以後の説明につきましては、前面スクリーンを用いてご説明申し上げます。

なお、説明の補足のため、本議案の参考資料をお配りしておりますので、適宜ご参照ください。

施設の平面図でございます。

廃PCB等は、タンクローリーまたはドラム缶にて搬入されます。

タンクローリーにて搬入された廃PCB等は、施設東側寄り及び施設北側寄りの2基の専用タンクに保管し、ドラム缶にて搬入された廃PCB等は北側敷地のドラム缶入り PCB廃油保管庫で保管されます。

また、PCB汚染物及びPCB処理物はドラム缶またはプラスチック容器にて搬入され、施設北側寄りのPCB汚染物・処理物保管庫にて保管されます。

中央部建屋の東側には焼却炉が、焼却炉の北側には排ガス処理施設が配置されております。

なお、今回の認定において、当該施設において1日に処理する廃棄物の総量が増加するものではなく、PCB保管庫及び焼却炉本体の新設や増築は行わないこととしております。

次に、処理フローでございます。

当該施設を用いたPCBの処理は現在も行われており、施設はこれまでも問題なく稼働しております。

施設は、回転する円筒の中で廃棄物が焼却されるロータリーキルン炉と、火格子の上で廃棄物が移動しながら焼却されるストーカ炉の併用となっております。

廃PCB等はロータリーキルン炉において、PCB汚染物及びPCB処理物はストーカ炉において850℃以上の高温で焼却を行います。

排ガス処理工程においては、減温塔における排ガスの急冷によりダイオキシン類の生成を抑制し、消石灰及び活性炭の吹き込み、バグフィルターによるばいじんの除去などにより排ガス中の有害物質を除去します。

次に、今回の「無害化処理認定手続の概要」でございます。

事業者は、施設の位置・構造や維持管理計画、実証試験の結果、無害化の科学的証明 書類等に加え、実施した生活環境影響調査の結果をもって、認定申請を行うもので、平 成28年6月24日に申請をしております。

国は、事業者である神戸環境クリエート株式会社からの申請を受けた後、兵庫県知事及び神戸市長に意見照会や、施設設置場所・種類等の公告の後、平成28年8月3日から28年9月2日までの1ヵ月間、申請書及び生活環境影響調査結果の縦覧を実施しております。また、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、環境大臣に生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができるとされており、平成28年9月16日まで意見の受け付がなされましたが、意見書の提出はありませんでした。

その後、神戸市長の意見を踏まえた上で、国は認定要件にかかる審査を行い、平成28 年11月1日に環境大臣による認定がなされたものです。

平成24年のPCB廃棄物処理開始後は、廃棄物処理法に基づき、国の権限において無害化処理認定業者への立入検査、指導などが行われており、処理能力増加後も引き続き立入検査等を実施します。

なお、今回の認定手続きに先立ち、事業者により、周辺住民に対し事業計画に関する説明会が実施されております。対象は、浜山推進委員会・真野地区まちづくり推進会・ 苅藻島会であり、平成28年6月3日及び6月4日の2回行っており、特に反対意見はなかったと聞いております。

「生活環境影響調査結果の概要」でございます。

今回の調査では、煙突排ガスからの P C B・ダイオキシン類を調査項目としております。

なお、今回の認定を受けた事業計画におきましては、PCB廃棄物の1日当たり処理量を現状よりふやす一方で、感染性廃棄物の1日当たりの処理量を現状より減らすことになっております。このことから、先ほどご説明させていただきましたとおり、当該施設において1日に処理する廃棄物の総量は増加せず、施設の稼働状況や廃棄物の収集運搬車両の台数は、現状から変わることはないことから、煙突排ガスのその他の大気汚染物質や施設の稼動に伴う粉じん、騒音・振動、施設からの悪臭の漏洩、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質、騒音、振動及び水質については、このたびの処理能力の増加に伴う生活環境への影響は軽微であるとして、今回の調査対象項目に選定されておりません。廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の焼却に伴う煙突排ガスによる大気質への

環境影響について、PCB・ダイオキシン類の調査・予測結果をお示しいたします。 PCB・ダイオキシン類につきましては、大気拡散モデルを用いて定量的な予測を行

PCB・タイオキシン類につきましては、大気拡散モアルを用いて定量的な予測を行っております。

本事業の実施に伴う、PCB・ダイオキシン類の年平均値についての最大濃度出現地 点は、施設の北東方向約620mであり、前面スクリーンのコンター図の矢印でお示しをし ている場所です。

同地点における P C B の寄与濃度は、大気 1 ㎡ あたり 0.0459 ナノグラムで、現況濃度に寄与濃度をプラスした将来濃度は 1 ㎡ あたり 0.566 ナノグラムと予測され、環境保全の目標値である 1 ㎡ あたり 500 ナノグラムの約 800 分の 1 以下と大きく下回っております。

また、同地点におけるダイオキシン類の寄与濃度は、毒性等量として1 m あたり0.000459ピコグラムで、現況濃度に寄与濃度をプラスした将来濃度は1 m あたり0.018459ピコグラムと予測され、環境保全の目標値である1 m あたり0.6ピコグラムの約30分の1以下と大きく下回っております。

次に、利害関係を有する者からの意見でございますが、先ほどご説明申し上げました

とおり、今回、利害を有する者からの意見の提出はございませんでした。

最後に、平成28年9月12日付で、環境大臣に提出した神戸市長の意見の概要でございます。

市長意見は、「環境モニタリングの着実な実施、環境負荷の一層の低減」、「処理計画、処理実績、環境モニタリング結果等の市への報告と公開、地域住民等の意見・要望の聴取」、「事故防止・緊急時対応の体制の整備」、「環境省からの情報の提供及び保管事業者への収集運搬時における漏洩防止等の周知徹底」の4つの観点から述べております。

このような経緯を経て、環境大臣が無害化の認定を行ったものでございます。

説明は以上です。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

〇小谷会長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

はい、お願いいたします。

〇森本委員

最後に説明がありました、10ページの市長意見のことなのですが、1つはですね、環境 モニタリングを着実に実施する主体は、どこなのか、事業所だったと思いますが。

それともう1つ、環境モニタリング結果を市に報告して、地域住民等にも知らせて、要望聴取するというふうに、そういう意見が出されていますけども、これは誰がやるのか、環境省が事業所に行ってやるのか、それとも今日、都市計画審議会ですけども、市長部局がやるのか、ちょっとそこら辺の具体的な中身を、説明していただきたいと思います。

〇齊藤環境局事業系廃棄物対策部施設担当課長

環境モニタリングにつきましては、私ども市長意見で申し上げましたのは、事業所において適切に、環境モニタリングを実施し、それを報告するということをもとめたものでございます。

合わせまして、私どもとしましても、環境モニタリングは別途、実施してございます。 それで、その後、環境モニタリングの結果につきましては、市への報告あるいは住民への 説明、これも事業者の責任において実施することを求めたものでございます。

以上でございます。

〇小谷会長

お願いいたします。

〇森本委員

事業者が、環境モニタリングといいますか、ちゃんと害を出してないかというか、問題

ないかということと、もう1つは、神戸市としても、環境の観測の地点で、それはずっと、 モニタリングしているということで、よろしいですね。

〇齊藤環境局事業系廃棄物対策部施設担当課長

環境モニタリングにつきましては、事業者が定期的に実施するのと合わせまして、排ガス調査につきまして、私どものほうも、合わせてそれを確認するために調査を行ってございます。合わせまして、近傍でございます兵庫南部の監視局におきまして、年4回、ダイオキシン類の調査を実施しておりまして、これにつきましても、市民の皆様方に公開をしているところでございます。

〇森本委員

神戸市は、年4回のサンプリング調査だと、事業所はどれくらいとか、市に報告する中 身で言うたら、サンプリングくらいでよろしいですか。

〇齊藤環境局事業系廃棄物対策部施設担当課長

排ガス中のダイオキシン類あるいは、周辺のPCBあるいは、ダイオキシンの濃度、これについて実施をしているところでございます。

〇森本委員

いえいえ、事業所がモニタリングする項目と、その頻度と言いますか、はどれくらいな のか。

〇齊藤環境局事業系廃棄物対策部施設担当課長

まず、排ガスの状況につきましては、これリアルタイムで、市のほうにデータを送られる常時監視システムというものが実施されてございます。

それから、事業者におきまして、排ガス、それから、燃えがら、廃じん、周辺大気、これらのダイオキシン調査、これにつきまして、操業開始から3箇月、法で定められた頻度と言いますのが、6箇月に1回以上となってございますけれども、操業開始から3箇月間は月に1回の頻度で、測定を実施して無害化されていることが、あるいは環境への影響、こういったものを確認することになってございます。

〇森本委員

わかりました。結構です。

〇小谷会長

ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

お願いします。

〇西村委員

簡単な質問なのですが、この新しい処理能力を伴って、変わってくるということについては、周辺のどの辺まで伝わっているのかなということです。気になったのは、北東方向に卸売市場がありますよね。今、あそこは整備を行ったり、イオンも来るということでい

ろんなことやっていますし、神戸市さんが開設者ではあるので、風評被害とか、問題ないのに大騒ぎをすることはするべきではないと思うのですが、やっぱり神戸市民の台所と呼ばれていて、安全安心ということをすごく意識されて、設備関係も一生懸命考えておられますので、特に卸売市場なんて食品扱うところですから、そういった関係者にも、こういったことで心配はないのだと、処理能力を高めるだけであって問題ないのだいうことを、伝えていくようなことはできるのか、それをすべきでないのか、どのようなのか私にはわかりませんけども、どの範囲までこういったことが伝わっているのかなということの確認です。

〇齊藤環境局事業系廃棄物対策部施設担当課長

直接の事業計画の説明につきましては、前面スクリーンをご覧いただきますように、真野地区まちづくり推進会、浜山推進委員会、それから苅藻島会、この3地域において、説明会を実施してございます。

この理由は、先ほど環境影響調査結果でお示しをしましたとおり、最大着地点濃度が北東方向約620mに出現するという予測を用いまして、この範囲、少なくともこの範囲にある方向だけではなくて、北側あるいは西側もですけれども、住居が存在する地域の全ての自治会に説明をするという形になってございます。

それから、この計画、大臣認定に係る計画につきましては、兵庫区役所、長田区役所、 それから私どもの事業系廃棄物対策部におきまして、縦覧を行いまして、市民の皆様にお 知らせをしておるところでございます。

それから合わせまして、ホームページでもそのあたりはお知らせをしてございます。

それと、青色で示しております兵庫南部大気監視局、これが先ほど、おっしゃられた卸売市場との間に存在する大気監視局でございます。こちらのほうで、私どもは年4回、ダイオキシン類の調査を実施しておりまして、これにつきましては、環境基準を大幅に下回っておるということを確認してございまして、変動もないということを確認してございます。これらにつきましても全て、ホームページ等で情報公開しているところでございます。以上でございます。

〇西村委員

わかりました。コンマ010かなんかの範囲の中に入ってましたので見ていたら、わずかなことなので大したことはないのでしょうけども、こういうのはきちっとコミュニケーションとって、そういった方々にも理解はしておいていただいたほうが、あとあといいだろうなということで今、お聞きしたような形で周知されているのなら、それで結構でございます。

〇小谷会長

ほかにいかがでしょう。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございま すか。 特に、ほかにご意見がございませんので、お諮りをいたします。

第2号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、長田区苅藻島町1丁目、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

〇小谷会長

ご異議がございませんので、原案のとおり承認し、市長に答申いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして閉会いたします。どうも、ありがとうございました。